

東都医健発第2351号
(地区第1100号)
平成30年11月26日

地区医師会担当理事 殿

公益社団法人
東京都医師会
理事 川上 一 恵



都内における伝染性紅斑の流行に係る情報提供等について

標記について、このたび東京都福祉保健局より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

現在、都内において伝染性紅斑の報告数が増加しており、平成30年第46週(11月12日から11月18日まで)において都の警報基準を超えたため、別添のとおり11月22日付けで、報道発表が行われました。

つきましては、貴職におかれましても本件についてご承知おきいただくとともに、都内における発生状況並びに家庭や保育所、幼稚園及び学校等における感染予防等について、受診患者及び保護者等の関係者に対する情報提供及び注意喚起を行っていただけますよう、貴会管下関係会員に対するご周知方ご配慮につきまして、よろしくお願い申し上げます。

<伝染性紅斑の発生状況>

- ・ 平成30年第46週(11月12日～18日)の都内264か所の小児科定点医療機関から報告された定点当たり患者報告数(都内全体)は1.48人(／週)となっています。
- ・ 保健所別の患者報告数が警報レベルにあるのは、31保健所中9保健所で、管内人口の合計は、東京都全体の31.1%になります。

※ 警報レベル(伝染性紅斑の場合): 保健所単位で定点あたり2.0人/週を超えると警報開始となり(警報開始基準)、1.0人/週を下回ると警報が終息します(警報終息基準)。「警報レベル」は、警報開始から警報終息までの間の状態を指しています。

※ 都の警報基準: 警報レベルにある保健所の管内人口の合計が、東京都全体の人口の30%を超えた場合。

(公社) 東京都医師会疾病対策課
TEL 03-3294-8837 (直通)
FAX 03-3292-7097

30福保健感第887号

平成30年11月22日

公益社団法人東京都医師会
理事（疾病対策担当） 殿

東京都福祉保健局健康安全部長
（公印省略）

都内における伝染性紅斑の流行に係る情報提供等について

平素より都の保健衛生施策に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

現在、都内において伝染性紅斑の報告数が増加しており、平成30年第46週（11月12日から11月18日まで）において都の警報基準を超えましたことから、別添のとおり11月22日付けで、報道発表を行いました。

ついては、貴職を通じ、貴会会員医療機関へ御周知いただき、都内における発生状況並びに家庭や保育所、幼稚園及び学校等における感染予防等について、受診患者及び保護者等の関係者に対する情報提供及び注意喚起を行っていただけますよう、よろしくお取り計らいの程お願い申し上げます。

（注）警報基準：

感染症発生動向調査システムにおいて、定点把握対象とされている疾患（インフルエンザ等）の一部については、流行状況についての警報レベルが設定されています。都道府県の警報基準を超えた場合は、当該都道府県において「広域的に大きな流行が発生し、又は継続しつつあると疑われる場合」となります。

（問合せ先）

東京都福祉保健局健康安全部
感染症対策課 杉下、阿部
電話 03（5320）4482

伝染性紅斑が流行しています

伝染性紅斑は、今年は5月中旬より患者報告数が増加しており、11月12日から11月18日（第46週）の1週間における患者報告数は都の警報基準を超えました。

伝染性紅斑は、ウイルスによる感染症で、特異的な治療法やワクチンはありません。感染予防策としては、こまめな手洗いや、咳・くしゃみをする時には口と鼻をティッシュ等でおおうなどの咳エチケットを心がけることが大切です。

伝染性紅斑の患者の約71%は、6歳以下の小児となっていることから、家庭、保育所、幼稚園、学校等においても感染予防策の徹底をお願いします。

伝染性紅斑の症状、感染経路と感染予防のポイント

<伝染性紅斑とは>

- ◆ ヒトパルボウイルスB19を原因とする感染症です。患者報告は小学校入学前後の小児のものが多いですが、成人の発症もあります。
- ◆ 症状は、両頬に紅い発疹、体や手・足に網目状の発疹がみられ、1週間程度で消失します。発疹が淡く、他の疾患との区別が難しいこともあります。発疹が出現する7～10日前に、微熱や風邪のような症状がみられることが多く、この時期にウイルスの排出が最も多くなります。妊娠中（特に妊娠初期）に感染した場合、まれに胎児の異常や流産が生じることがあります。

<感染経路と感染予防のポイント>

- ◆ 患者の咳やくしゃみなどのしぶきに触れることによって感染（飛まつ・接触感染）するため、一般的な予防対策（手洗い、咳エチケット等）を心がけることが大切です。

【 伝染性紅斑の患者発生状況 】

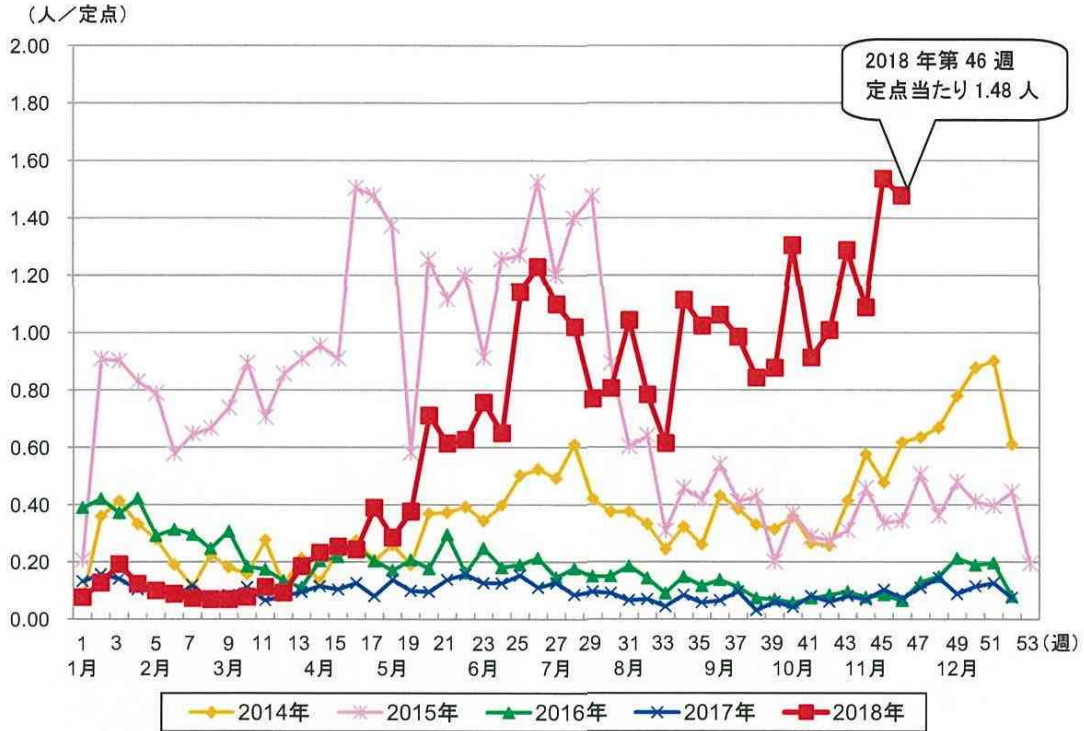
- ・ 平成30年第46週（11月12日～18日）の都内264か所の小児科定点医療機関から報告された定点当たり患者報告数（都内全体）は1.48人（/週）となっています。
- ・ 保健所別の患者報告数が警報レベルにあるのは、31保健所中9保健所で、管内人口の合計は、東京都全体の31.1%になります。
 - ※ 警報レベル（伝染性紅斑の場合）：保健所単位で定点あたり2.0人/週を超えると警報開始となり（警報開始基準）、1.0人/週を下回ると警報が終息します（警報終息基準）。「警報レベル」は、警報開始から警報終息までの間の状態を指しています。
 - ※ 都の警報基準：警報レベルにある保健所の管内人口の合計が、東京都全体の人口の30%を超えた場合。

【問合せ先】

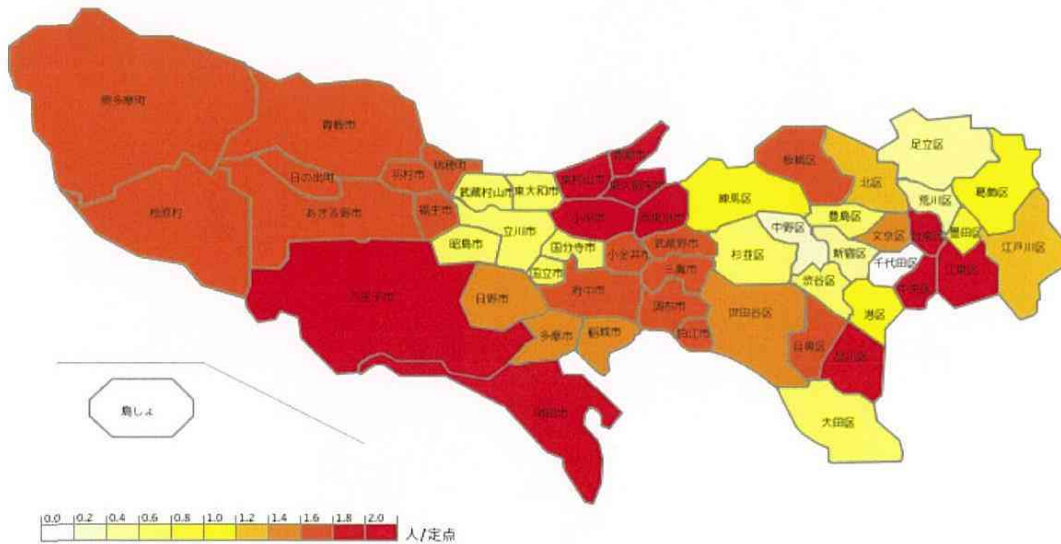
- 感染症に関する東京都の対応等、全般に関すること
東京都福祉保健局健康安全部感染症対策課 杉下、阿部 03-5320-4480（直通） 内線34-310、322
- 感染症患者の報告数（感染症発生動向に関すること）
東京都健康安全研究センター企画調整部健康危機管理情報課 石川、草深 03-3363-3213（直通）

東京都における定点当たり患者報告数（伝染性紅斑）（過去5シーズン）

東京都感染症発生動向調査より <http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/>



東京都における伝染性紅斑の発生状況（保健所管轄地域別）（2018年第46週）



- ※ 発生状況（定点当たり患者報告数）の塗り分けは、各保健所の管轄範囲が単位（例えば、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市は全て、管轄する多摩小平保健所における発生状況に対応した色で塗り分けられている）です。
- ※ 警報基準は保健所単位で2.0人/定点を超えた場合です。警報の終息基準は1.0人/定点未満です。終息基準を満たすまで、警報は継続します。現在、警報レベルにある保健所は、「中央区、文京、台東、江東区、品川区、八王子市、町田市、多摩府中、多摩小平」です。
- ※ 都全体の警報は、警報レベルにある保健所の管轄する人口の合計が、都全体の人口の30%を超えた場合です。

○ 最新の情報については、東京都感染症情報センターのウェブサイトをご覧ください。
<http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/>